

## 茨城県共同受発注センター登録事業所 製品販売実施要項

下記の点を厳守してください。

### 1. 販売製品

○販売製品（自主製品※）は、食品（農産物、パン、菓子類、味噌、漬物等）、陶芸品、織物、縫製品、手芸品、紙製品、手工芸品、木工品、日用品、植物等です。

※自主製品とは、障害福祉サービス事業所で製作したオリジナルの手作り製品です。

※下記の製品は販売出来ません。

- ・製造許可のない加工食品、

※パンは菓子製造業で製造可能な種類のみ販売可

※弁当類、サンドイッチ、惣菜パン（菓子製造業で製造可能なパンは除く）などは、「そうざい製造業の営業許可」のほかに「そうざい・弁当販売業の営業許可」が必要になるため販売出来ません。

- ・会場で調理する食品（販売可能な製品は各事業所内で製造した食品）

- ・関係法令の表示等が不備な製品

※食品表示法（食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示一元化）、米トレーサビリティ一法（米・米加工品の産地情報）、家庭用品品質表示法、薬機法（旧薬事法）（石けん、入浴剤等）、資源有効利用促進法、家庭用品規制法、景表法、知的財産権など）に基づいた適正な表示をしていない製品

※食品表示法は、平成27年4月1日に施行されました。以前の制度から表示内容が変更になっております。また罰則が強化されておりますので充分ご注意下さい。

- ・P L保険（製造物（生産物）賠償責任保険）に加入していない施設の製品

※P L保険（製造物（生産物）賠償責任保険）へは必ず加入してください。保険証券の写しを提出していない施設は、下記事務局までFAXでお送りください。

- ・パッケージ（袋入り等）していない食品

- ・家庭用品品質表示法、薬機法（旧薬事法）にて許可されていない石けん、入浴剤等

- ・検針済みの表示のない縫製品等

- ・常温保存が困難な製品

- ・市販のキャラクター関係製品

- ・放射性セシウム基準値を超えた食品等（放射性セシウム基準値に関しては、県のホームページで最新の情報を十分チェックし、規制品目にリストアップされていないか、確認してください。）

※加工食品は、下記の表示が必要になります。

◆名称 ◆原材料名（食品添加物やアレルギー物質を含む食品も含む） ◆アレルゲン ◆添加物 ◆内容量 ◆保存方法 ◆原産国 ◆原料原産地 ◆遺伝子組み換え ◆栄養成分 ◆期限表示【消費期限（品質の劣化が早い食品（パンなど））又は賞味期限（品質が比較的長く保持される食品（クッキーなど）】 ◆製造（加工）者氏名（法人名等名称） ◆製造者（製造（加工）所）所在地

- ・期限表示は手書き不可です。
- ・一つずつ包装し、包装の上に表示してください。
- ・詰合せの加工食品（菓子詰合せ等）は、詰合せの包装にも全商品の表示が必要です。
- ・表示方法にも各種規定があります。

※消費者庁発行の「早かわり食品表示」等を良くご確認下さい。（消費者庁のホームページからダウンロード可能）

○加工食品は、一つずつ包装して下さい。

※詰め合わせの加工食品（菓子詰め合わせなど）は、詰め合わせの包装にも全商品の表示が必要です。

○食品販売事業所は、消費者に何らかの問題が生じた場合、生産者及び販売者の責任になりますので衛生面に十分注意してください。

○縫製品・手芸品など、針を使用した製品は、必ず検針し「検針済み」の表示をして下さい。

○生活用品、衣料品は、家庭用品品質表示法に基づいた適正な表示をして下さい。

○石けん、入浴剤等は、家庭用品品質表示法、薬機法（旧薬事法）にて許可されたものに限ります。

○商品として再度チェックしたうえで納品してください。

※異物混入、縫製品の縫い針取り忘れ（必ず検針し検針済みの表示をする）、陶芸品（花瓶等）の水漏れ 等

※商品の不備により、消費者に何らかの問題が生じた場合、生産者及び販売者の責任になりますので十分注意してください。

○販売した製品につきましては各施設で責任をもって保証して下さい。（不良品の交換等）

## 2. 試食

○試飲・試食の提供は行いません。

食物アレルギー・衛生面を考慮しまして、当センターでは、提供は行いませんので、ご了承下さい。

## 3. 各事業所持参品

○釣銭、袋、筆記用具、電卓、領収書、テーブルクロス、軍手、ゴミ袋等

○テーブル、簡易テント（必要な場合）、台車

#### 4. 売上高

○販売終了後、販売状況を下記事務局に報告して下さい。

#### 5. 提出書類

◆申込書

◆食品営業許可証の写し（既に送付済みの場合は不要）

◆P L保険（製造物（生産物）賠償責任保険）の保険証券の写し（直近のもの）（既に送付済みの場合は不要）

※食品営業許可証、P L保険証券は、有効期間が切れている場合、販売当日時点で切れる場合は再提出願います。

#### 6. その他

○使用方法がわかりにくい製品は、使用方法や説明文（野菜はレシピなど）などを持参し表示してください。

○商品に画鋲や安全ピンなどは使用しないでください。（掲示する場合も同様）

#### 【事務局、提出先】

一般社団法人 茨城県心身障害者福祉協会 茨城県共同受発注センター

〒310-0851 水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館1F

TEL 029-243-3022 FAX 029-243-3033

又は協会本部（本部：TEL 029-244-7461 FAX 029-243-4429）